

出生サポート休暇の新設について

1 趣旨

職員の不妊治療の専念と仕事と家庭の両立を支援するため、正規職員、会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）ともに、出生サポート休暇（有給）を新設します。

2 出生サポート休暇の概要

（1）要件

職員が不妊治療に係る通院等のために勤務しないことが相当であると認められる場合

（2）付与日数

1年度において8日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、14日）の範囲内の期間
※ 令和3年度については、「1年度において2日（当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、4日）」とします。

（3）休暇の請求

請求に当たっては、診察券や領収書、治療の内容が分かる書類等を所属長に提示することとします。

（4）施行期日

令和4年1月1日

【問い合わせ先】

人事課 担当：江藤，野島
直通電話 382-2219